

平成22年(少コ)第86号

決 定 (少額訴訟手続)

広島県福山市 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

川崎市 [REDACTED]

被 告 [REDACTED]

上記当事者間の敷金返還請求事件について、当裁判所は、被告の資力その他の事情を考慮し相当であると認め、原告の意見を聴いた上、請求の一部放棄を内容とする条項とすることについても同意を得て、民事訴訟法275条の2に基づいて次のとおり和解に代わる決定をする。

主 文

- 1 被告は、原告に対し、本件解決金として9万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成23年3月20日限り、[REDACTED]銀行 [REDACTED]支店の原告名義の [REDACTED]口座(口座番号 [REDACTED])に振り込む方法により支払う。
- 3 被告が前項の支払いを怠ったときは、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成23年3月21日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この決定に定めるもののほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

請 求 の 表 示

原告と被告との間の、別紙物件目録記載の建物の賃貸借契約に伴う敷金契約の終了に基づく、敷金11万5095円及びこれに対する平成22年5月30

日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払請求

平成23年1月20日

福山簡易裁判所

裁判官 中 山 一 馬

(注意事項)

当事者は、この決定の告知を受けた日から2週間以内に当裁判所に異議の申立てをすることができる。適法な異議の申立てがあったときは、この決定は効力を失う。適法な異議申立てがないときは、この決定は裁判上の和解と同一の効力を有する。